

鹿児島県

条例・告示編

建築基準法施行条例

〔昭和46年7月19日〕
〔条例第33号〕

- 改正 (い) 昭和53年7月5日条例第23号 (昭和53年10月1日施行)
(ろ) 昭和62年12月23日条例第46号 (昭和62年12月23日施行)
(は) 平成5年3月29日条例第20号 (平成5年6月25日施行)
(に) 平成13年3月27日条例第31号 (平成13年7月1日施行)
(ほ) 平成31年3月22日条例第29号 (令和元年6月25日施行)

建築基準法施行条例

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
第2章 建築物の敷地及び構造 (第3条—第6条)
第3章 特殊建築物
 第1節 共同住宅、寄宿舎及び長屋 (第7条・第8条)
 第2節 ホテル、旅館及び公衆浴場 (第9条)
 第3節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場 (第10条—第16条)
 第4節 自動車車庫及び自動車修理工場 (第17条・第18条)
第4章 建築物の敷地と道路との関係 (第19条—第25条)
第5章 災害危険区域 (第26条・第27条) (い)
第5章の2 日影による中高層の建築物の高さの制限 (第27条の2) (い)
第6章 雑則 (第28条—第30条)
第7章 罰則 (第31条・第32条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築に関する制限、法第40条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の附加、法第43条第3項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。(い)(ほ)

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

第2章 建築物の敷地及び構造

(がけに近接する建築物)

第3条 建築物が高さ2メートルをこえるがけに近接する場合は、がけの上にあつてはが

けの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。

- 2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物をがけの上に建築しようとする場合にあつては、前項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。
- 3 前2項の規定は、建築物の用途、規模若しくは構造若しくは擁壁の設置又はがけの状況により建築物が安全上支障がないと認められる場合には適用しない。

(木造建築物等の防蟻)

第4条 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物の木造の部分は、防蟻のため、次の各号に定める構造としなければならない。ただし、土地及び建築物の状況によりこれらの構造とする必要がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 地面（床下の部分でコンクリートその他これらに類するものでおおわれている部分を除く。）から高さ20センチメートル以下に木造の構造耐力上主要な部分を設けないこと。
- (2) 土台又は外回りの柱及び台所、浴室等の柱の下部のこぐち及びほぞ部分には防蟻上有効な措置を講ずること。

(防蟻措置を施さなければならない木造建築物)

第5条 階数2以上、かつ、延べ面積500平方メートルをこえる木造の建築物は、白蟻の侵蝕を防ぐために防蟻上有効な措置を講じなければならない。ただし、土地及び建物の状況により、蟻害のおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

(連続式店舗の通路)

第6条 建築物に設ける各構えごとに区画された連続式店舗（その居室の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）の売場の前面には、幅員2.5メートル以上の通路を避難上有効に設けなければならない。ただし、片側のみに売場を有するものにあつては、その通路の幅員は、1.5メートル以上とすることができる。

第3章 特殊建築物

第1節 共同住宅、寄宿舎及び長屋

(共同住宅等の内装)

第7条 共同住宅、寄宿舎又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）の床（最下階の床を除く。）又は階段が木造である場合においては、その直下の天井又は階段裏の仕上げを難燃材料でしなければならない。(は)(に)

(共同住宅等の構造)

第8条 共同住宅等の主要な出入口は、道（都市計画区域及び準都市計画区域内にあつては、道路。以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する共同住宅等で周囲の状況により安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。(は)(に)

- (1) 主要構造部を準耐火構造とし、又は法第2条第9号の3ロに該当するもの(に)
- (2) 主要な出入口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5メートル以上の通路を設けたもの(に)

2 長屋で次の各号のいずれかに該当するものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は法第2条第9号の3ロに該当する建築物としなければならない。(は)(ろ)(に)

- (1) 主要な出入口が道に面しない長屋で、その戸数が6を超えるもの
- (2) 3階以上の階を長屋の用途に供するもの（地階を除く階数が3であつて令第136条の2に規定する技術的基準に適合するものを除く。）

第2節 ホテル、旅館及び公衆浴場

(ボイラー室又はこれに類する部分の構造)

第9条 ホテル、旅館又は公衆浴場のボイラー室又はこれに類する部分の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。(に)

- (1) 主要構造部を不燃材料でつくること。
- (2) 外壁の開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。(に)
- (3) ボイラー室又はこれに類する部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

第3節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(劇場等の屋外への出口) (に)

第10条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の屋外への出口は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)

- (1) 屋外への出口の数は、2以上とすること。(に)
- (2) 屋外への出口は、客席部分の出口から円滑に避難できる位置に配置するとともに、相互にできる限り離すこと。(に)
- (3) 屋外への出口の幅は、避難の際に当該出口を通過することが想定される人数1人につき0.8センチメートルの割合で計算した数値（その数値が1メートル未満のときは、1メートルとする。）以上とすること。(に)
- (4) 主要な屋外への出口（日常的に使用する出口又はその付近の出口をいう。以下同じ。）の幅の合計は、前号の規定により計算された数値の合計の2分の1以上とすること。(に)

(劇場等の客席部分の出口) (に)

第11条 劇場等の客席部分（客席部分が避難の際に相互に行き来することができない部分に区画されているときは、それぞれ区画されている客席部分をいう。以下この項において同じ。）の出口は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)

- (1) 出口の数は、次の表の左欄に掲げる客席部分の定員に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数以上とすること。(に)

客席部分の定員	出口の数
30人未満	1
30人以上300人未満	2
300人以上600人未満	3
600人以上1,000人未満	4
1,000人以上	5

- (2) 出口は、劇場等の客席部分から容易に認識できる位置に配置すること。(に)
- (3) 出口を2以上設けるときは、避難上有効に配置するとともに、相互にできる限り離すこと。(に)

- (4) 出口の幅は、避難の際に当該出口を通過することが想定される人数1人につき0.8センチメートルの割合で計算した数値（その数値が1メートル未満のときは、1メートルとする。）以上とすること。(に)
- (5) 日常的に使用する出口の幅の合計は、前号の規定により計算された数値の合計の2分の1以上とすること。(に)
- 2 前項第1号の客席部分の定員は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより計算した数又は数値（その数値に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）を合計した数値とする。(に)
 - (1) 1人ごとに区画されたいす席を設ける部分 当該部分にあるいす席の数(に)
 - (2) 長いす式のいす席を設ける部分 当該部分にあるいす席の正面の幅を40センチメートルで除して得た数値(に)
 - (3) 前2号に規定するいす席以外のいす席を設ける部分 当該部分の床面積を0.45平方メートルで除して得た数値(に)
 - (4) ます席を設ける部分 当該部分の床面積を0.3平方メートルで除して得た数値(に)
 - (5) 立ち席を設ける部分 当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数値(に)

(劇場等の客席部分の構造) (に)

第12条 劇場等の客席部分のうち、主階以外にある客席の前面（舞台に直接面する部分を除く。以下同じ。）及び立ち席の前面には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁等を設けることにより安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。(に)

- 2 劇場等の客席部分に段床を設ける場合は、次に掲げるところによらなければならない。(に)
 - (1) 段床の床幅は、80センチメートル以上とすること。(に)
 - (2) 段床の段の高さが50センチメートル以上あるときは、客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁等を設けることにより安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。(に)
- 3 劇場等の客席部分の通路は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)
 - (1) 通路を傾斜路とする場合は、その勾こう配を10分の1以下とすること。ただし、通路に手すり等を設けたときは、その勾こう配を8分の1以下とすることができる。(に)
 - (2) 通路を階段とする場合において、通路の高低差が3メートルを超えるときは、高さ3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは直通階段に通ずるずい道を設けること。ただし、階段の勾こう配が5分の1以下の場合には、この限りでない。(に)
 - (3) 前号の規定により設けられた横通路の幅は、避難の際に当該横通路を通過することが想定される人数1人につき0.6センチメートルの割合で計算した数値（その数値が1メートル未満のときは、1メートルとする。）以上とすること。(に)

(劇場等の客席部分と舞台部分との区画) (に)

第13条 劇場等（客席部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。）は、客席部分と舞台部分（花道等を除く。）との境界を準耐火構造の額壁で区画し、当該額壁を小屋裏に達するようにしなければならない。(は)(に)

(劇場等の廊下) (に)

第14条 劇場等の廊下は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)

- (1) 廊下の幅は、避難の際に当該廊下を通過することが想定される人数1人につき0.6セ

ンチメートルの割合で計算した数値（その数値が1.2メートル未満のときは、1.2メートルとする。）以上とすること。(に)

- (2) 客席部分からの出口の扉は、避難の障害にならないよう設置し、かつ、扉が開いた状態で前号の規定により計算された数値の2分の1以上を妨げないこと。(に)
- (3) 廊下は、原則として、避難する方向に向かつて狭くならないこと。(に)
- (4) 廊下の行き止まりとなる部分の長さは、10メートル以下とすること。(に)

(劇場等の直通階段)

第15条 劇場等の避難階又は地上に通ずる直通階段（以下この条において「直通階段」という。）は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)

- (1) 直通階段の幅は、避難の際に当該直通階段に流入することが想定される人数1人につき1センチメートルの割合で計算した数値以上とすること。(に)
- (2) 直通階段は、前号の規定により計算された数値の2分の1以上が劇場等の主要な屋外への出口の付近に通ずるよう配置すること。(に)
- (3) 直通階段の出入口の幅は、第1号の人数1人につき0.8センチメートルの割合で計算した数値以上とすること。(に)

(劇場等の避難階段等) (に)

第15条の2 劇場等の直通階段のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）又は同条第3項に規定する特別避難階段（以下「特別避難階段」という。）としなければならない。(に)

- (1) 劇場等の客席部分から直接進入することができる直通階段(に)
- (2) 劇場等の客席部分が避難階より下方にあり、その高低差が6メートルを超える場合における避難階までの直通階段(に)

(劇場等の避難階における避難経路) (に)

第15条の3 劇場等の直通階段の避難階における出口の幅は、当該直通階段の幅の10分の8以上としなければならない。(に)

- 2 前項の直通階段が避難階において建物の内部に面している場合においては、当該直通階段の避難階における出口から屋外への出口に至る経路は、他の用途に供する部分（共用ロビー、共用廊下等を除く。）を経由してはならない。(に)
- 3 前項の経路の幅は、避難階において建物の内部に面している直通階段の出口の幅の合計以上としなければならない。(に)

(劇場等の敷地内の通路) (に)

第15条の4 劇場等の敷地内には、避難階における屋外への出口及び屋外階段の出口から、道又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。(に)

- 2 前項の通路の幅は、同項の屋外への出口及び屋外階段の出口の幅の合計（その幅の合計が2メートル未満のときは、2メートルとする。）以上としなければならない。(に)

(劇場等の用途に供する部分への準用) (に)

第15条の5 第10条から前条までの規定は、劇場等の用途に供する部分（一の建築物の中に複数の劇場等が設置される場合又は劇場等が他の用途に供する部分と複合して設置される場合に、一の劇場等の客席部分とこれに併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等とを合わせた一団の部分をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、こ

これらの規定中「劇場等」とあるのは「劇場等の用途に供する部分」と、第10条及び第15条第2号中「屋外への出口」とあるのは「屋外への出口又は共用ロビー、共用廊下等への出口」と、第15条の3第2項中「共用ロビー」とあるのは「他の劇場等の用途に供する部分を含み、共用ロビー」と読み替えるものとする。(に)

(劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用) (に)

第15条の6 劇場等の用途に供する部分における避難のための直通階段で他の用途に供する部分(他の劇場等の用途に供する部分を含み、共用ロビー、共用廊下等を除く。以下同じ。)における避難のための直通階段と共用するもの(以下「共用直通階段」という。)の幅は、各用途に供する部分につき必要とされる階段の幅の合計以上としなければならない。(に)

2 劇場等の用途に供する部分から共用直通階段までの経路は、他の用途に供する部分を經由してはならない。(に)

3 複数の劇場等の用途に供する部分において共用する直通階段の幅は、避難の際に各階において当該直通階段に流入することが想定される人数(以下「流入人数」という。)を合計した人数1人につき1センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。(に)

4 前項の規定にかかわらず、同項の直通階段を屋外避難階段又は特別避難階段とした場合における当該直通階段の幅は、流入人数(一の劇場等の用途に供する部分の客席が複数の階にある場合においては、各階の流入人数を合計した人数とする。)の最大的人数1人につき1センチメートルの割合で計算した数値以上とすることができる。(に)

5 前項の屋外避難階段には、流入人数1人につき0.05平方メートルの割合で計算した数値以上の面積の付室又はバルコニーを各階に設けなければならない。(に)

(劇場等に対する制限の緩和) (に)

第16条 劇場等の用途に供する建築物で、その用途又は規模により防火上、避難上及び衛生上支障がないと認められる場合は、この節の規定による制限を緩和することができる。

第4節 自動車車庫及び自動車修理工場

(車庫等の構造)

第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車車庫(当該床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。以下この節において同じ。)又は自動車修理工場の用途に供する場合においては、これらの用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3第2号に規定する構造としなければならない。(は)(に)

(1) 直上に2以上の階があるもの

(2) 直上階の居室の床面積が100平方メートルを超えるもの(は)

(他の用途との区画)

第18条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合は、その部分とその他の部分との境界に設ける開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けなければならない。(に)

第4章 建築物の敷地と道路との関係

(適用区域)

第19条 この章の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用する。(に)

(一定の複数建築物に対する制限の緩和) (に)

第19条の2 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地等については、この章の規定は、適用しない。(に)

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第20条 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(に)

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第21条 次の各号のいずれかに該当する用途に供する特殊建築物で、その用途に供する床面積の合計が200平方メートルを超えるものの敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(ろ)(は)(に)

- (1) 学校、体育館、博物館、美術館又は図書館
- (2) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- (3) 病院、診療所又は児童福祉施設等
- (4) 共同住宅等
- (5) ホテル、旅館又は下宿
- (6) 物品販売業を営む店舗又は展示場
- (7) 劇場等
- (8) 遊技場又はダンスホール(は)
- (9) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー(は)
- (10) 料理店又は飲食店(は)
- (11) 公衆浴場
- (12) 自動車車庫又は自動車修理工場
- (13) 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- (14) 倉庫業を営む倉庫又は貨物等の集配所
- (15) 卸売市場

(物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係)

第22条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のものを除く。)の敷地は、当該用途に供する床面積が最大の階におけるその床面積100平方メートルにつき120センチメートルの割合で計算した数値以上道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(に)

- 2 前項の建築物の主要な出入口の前面には、道路に接する奥行き2メートル以上の空地を設けなければならない。(は)
- 3 前項の空地内には、主要構造部が準耐火構造であり、又は不燃材料で造られている高さ3メートル以上にある建築物の部分を突き出すことができる。(は)(に)

(劇場等の敷地と道路との関係)

第23条 劇場等の用途に供する建築物の敷地は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上の幅員の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(に)

客席部分の床面積の合計	道路の幅員
200平方メートルを超えて600平方メートル以下のもの	6メートル
600平方メートルを超えるもの	8メートル

2 前項の建築物の主要な出入口の前面には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上の奥行きを有し、かつ、第10条第3号の規定に準じて計算した数値以上の幅で前項の道路に接する空地を設けなければならない。(に)

客席部分の床面積の合計	奥行
200平方メートル以下のもの	1.5メートル
200平方メートルを超えて600平方メートル以下のもの	2.0メートル
600平方メートルを超えるもの	3.0メートル

3 前条第3項の規定は、前項の空地内について準用する。

(自動車車庫及び自動車修理工場の敷地と道路との関係)

第24条 自動車車庫(床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。)又は自動車修理工場の用途に供する建築物の敷地の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に接して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通上支障がないと認める場合においては、この限りでない。(に)

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 交差点若しくは曲り角から5メートル以内の道路又は急坂の道路
- (3) 電車の停留所若しくは折返し場、安全地帯、横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から10メートル以内の道路

2 前項の建築物の出入口の前面には、奥行き2メートル以上の空地を設けなければならない。

3 第22条第3項の規定は、前項の空地内について準用する。

(倉庫業を営む倉庫、貨物等の集配所及び卸売市場の敷地と道路との関係)

第25条 前条の規定は倉庫業を営む倉庫、貨物等の集配所又は卸売市場の用途に供する建築物の敷地と道路との関係について準用する。

第5章 災害危険区域

(災害危険区域)

第26条 法第39条第1項に規定する災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。(い)

(建築の制限)

第27条 前条の災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地崩壊防止工事の施工により被害をうけるおそれがないと認める場合は、この限りでない。(い)(に)

第5章の2 日影による中高層の建築物の高さの制限^(い)

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域及び日影時間の指定)^(い)

第27条の2 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。^{(い)(ろ)(は)(ほ)}

区域	法別表第4(に)欄の号
第一種低層住居専用地域 ^(は) 第二種低層住居専用地域 ^(は) 田園住居地域 ^(ほ)	(2)
第一種中高層住居専用地域 ^(は) 第二種中高層住居専用地域 ^(は)	(2)
第一種住居地域 ^(は) 第二種住居地域 ^(は) 準住居地域 ^(は)	(2)

第6章 雑則

(既存建築物に対する制限の緩和)

第28条 法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用をうけない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合において、特定行政庁が、その建築物及び敷地の状況によりやむを得ないと認めるものについては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を緩和することができる。

(仮設建築物に対する特例)

第29条 第2章及び第3章の規定は、法第85条第5項若しくは第6項の規定により許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定により許可を受けた建築物については、適用しない。^(ほ)

(避難安全性能を有する建築物に対する制限の緩和)^(に)

第30条 階避難安全性能又は全館避難安全性能を有する建築物の階については、第6条、第11条(第1項第2号及び第3号を除く。)、第13条及び第14条第1号の規定は、適用しない。^(に)

2 全館避難安全性能を有する建築物については、第10条第3号及び第4号、第15条から第15条の3(第2項を除く。)まで並びに第15条の6(第2項を除く。)の規定は、適用しない。^(に)

第7章 罰則

第31条 第3条第1項若しくは第2項又は第6条から第27条まで(第11条第2項、第16条、第19条、第19条の2、第22条第3項(第23条第3項、第24条第3項又は第25条において準用する場合を含む。))及び第26条を除く。)の規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わない

で工事をした場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する。(ろ)に)

- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 建築基準法施行条例(昭和35年鹿児島県条例第26号)は、廃止する。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年7月5日条例第23号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年12月23日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月29日条例第20号)

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があつた日)までの間は、改正後の建築基準法施行条例第27条の2の規定は適用せず、改正前の建築基準法施行条例第27条の2の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成13年3月27日条例第31号)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第8条及び第19条の改正規定並びに第19条の次に1条を加える改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日条例第29号)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

建築基準法施行細則

〔平成元年2月10日〕
規則第5号

改正	(い)	平成5年6月23日	規則第44号	(平成5年6月25日施行)
	(ろ)	平成6年9月30日	規則第59号	(平成6年9月30日施行)
	(は)	平成11年4月30日	規則第50号	(平成11年5月1日施行)
	(に)	平成12年3月31日	規則第125号	(平成12年4月1日施行)
	(ほ)	平成13年3月30日	規則第23号	(平成13年4月1日施行)
	(へ)	平成13年3月30日	規則第23号	(平成13年7月1日施行)
	(と)	平成14年3月29日	規則第26号	(平成14年3月29日施行)
	(ち)	平成16年3月16日	規則第16号	(平成16年4月1日施行)
	(り)	平成16年9月24日	規則第68号	(平成16年10月12日施行)
	(ぬ)	平成16年9月24日	規則第68号	(平成16年11月1日施行)
	(る)	平成17年3月18日	規則第27号	(平成17年3月18日施行)
	(を)	平成17年3月18日	規則第27号	(平成17年3月22日施行)
	(わ)	平成17年3月29日	規則第63号	(平成17年3月31日施行)
	(か)	平成17年4月26日	規則第89号	(平成17年5月1日施行)
	(よ)	平成17年6月3日	規則第91号	(平成17年7月1日施行)
	(た)	平成17年10月11日	規則第111号	(平成17年10月11日施行)
	(れ)	平成17年11月4日	規則第115号	(平成17年11月7日施行)
	(そ)	平成17年11月8日	規則第117号	(平成18年1月1日施行)
	(つ)	平成18年3月10日	規則第16号	(平成18年3月13日施行)
	(ね)	平成18年3月14日	規則第21号	(平成18年3月20日施行)
	(な)	平成19年6月19日	規則第51号	(平成19年6月19日施行)
	(ら)	平成19年6月19日	規則第51号	(平成19年6月20日施行)
	(む)	平成19年9月28日	規則第66号	(平成19年10月1日施行)
	(う)	平成19年9月28日	規則第66号	(平成19年12月1日施行)
	(み)	平成20年3月28日	規則第49号	(平成20年4月1日施行)
	(の)	平成20年3月28日	規則第49号	(平成20年7月1日施行)
	(お)	平成20年10月31日	規則第91号	(平成20年11月1日施行)
	(く)	平成21年3月31日	規則第23号	(平成21年4月1日施行)
	(や)	平成21年12月25日	規則第64号	(平成22年3月23日施行)
	(ま)	平成24年3月30日	規則第16号	(平成24年3月30日施行)
	(け)	平成27年3月31日	規則第16号	(平成27年4月1日施行)
	(ふ)	平成28年11月25日	規則第45号	(平成28年11月25日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号。以下「条例」という。）及び鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

(書類の経由)

第3条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該建築物、建築設備、工作物及び道路のある区域を所管する市町村長を経由しなければならない。ただし、知事が特に認めたものについては、この限りでない。

(手数料に係る床面積)

第4条 鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表2の項の(1)から(2)の2までに規定する床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積。ただし、法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書きの規定に基づく審査(以下この項から第3項までにおいて「審査」という。)をする建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る審査をする部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積)。ただし、審査をする建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る審査をする部分の床面積
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積。ただし、審査をする建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る審査をする部分の床面積
 - (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積。ただし、審査をする建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る審査をする部分の床面積
- 2 前項各号の審査をする建築物の加算額の算定については、審査をする建築物1棟ごとに算定する。この場合において、当該建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の2以上の部分をそれぞれ1棟の建築物とみなして算定する。
- 3 第1項各号の審査をする建築物の加算額の算定については、法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知に係る部分が増築され、既存の棟と一体の構造となる場合においては、当該申請又は通知に係る部分の床面積と当該既存の棟の床面積を合計した床面積により算定する。
- 4 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は法第18条第19項の規定に基づく通知に関する中間検査に対する審査の手数料の算定に係る床面積は、当該検査を行う部分の床面積とする。

(手数料の減免手続)

第4条の2 鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表2の項の(1)、(2)、(2)の2及び(34)から(39)までに規定する手数料の減免を受けようとする者は、法第6条第1項の確認の申請書、法第7条第1項に規定する完了検査の申請書又は法第7条の3第1項に規定する中間検査の申請書を提出する際、これらの申請書に鹿児島県手数料徴収条例施行

規則（平成12年鹿児島県規則第89号）第2条第3項に規定する手数料減額（免除）申請書及び同条第1項の表7の項に規定する要件に該当することを証する書類を添えて提出しなければならない。

（証明書の交付）

第4条の3 次の各号に掲げる事項に係る証明を受けようとする者は、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 法第12条第8項に規定する台帳に記載されている事項 建築確認台帳記載事項証明申請書（別記第1号様式）
 - (2) 法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出が行われた旨 建築工事届出証明申請書（別記第1号様式の3）
 - (3) 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（位置の指定を受けた道路の変更及び廃止を含む。）を受けている旨 道路の位置指定等証明申請書（別記第1号様式の5）
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める証明書を交付するものとする。
- (1) 前項第1号に掲げる事項に係る証明 建築確認台帳記載事項証明書（別記第1号様式の2）
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る証明 建築工事届出証明書（別記第1号様式の4）
 - (3) 前項第3号に掲げる事項に係る証明 道路の位置指定等証明書（別記第1号様式の6）

（確認申請書に添付する図書）

第5条 法第6条第1項の規定による確認の申請書には、省令第1条の3、第2条の2及び第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書（別記第2号様式）
- (2) 高さ2メートルを超えるがけに近接して建築物を建築する場合は、がけの上下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、土質等を示す図書
- (3) 建築物が法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けるものである場合は、既存建築物実態調書（別記第3号様式）及び関係図面
- (4) その他建築主事が必要と認める図書

（許可申請書及び認定申請書に添付する図書又は書面）

第6条 省令第10条の4第1項及び第10条の4の2第1項に規定する図書又は書面は、次の表に掲げるとおりとする。なお、許可を受けようとする建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、工場危険物調書を併せて添付しなければならない。

図書又は書面の種類	明示すべき事項
申請理由書	申請理由
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員、隣接建築物の用途、構造及び配置並びに敷地周辺土地の利用状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあつては作業場、機械設

	備等の位置
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上材料
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

注 日影図については、知事が特に認めた場合は、その添付を省略させることがある。

2 省令第10条の4第4項に規定する図書又は書面は、次の表に掲げるとおりとする。

図書又は書面の種類	明示すべき事項
申請理由書	申請理由
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線及び申請に係る工作物の位置
平面図又は横断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種類及び寸法
側面図又は縦断面図	縮尺、主要部分の材料の種類及び寸法

3 知事は、必要と認めるときは、前2項に規定する図書又は書面のほか参考となる図書を添付させることがある。

（承認申請）

第7条 政令第115条の2第1項第4号ただし書、第135条の2第2項若しくは第136条第3項又は条例第20条ただし書、第21条ただし書、第22条第1項ただし書、第23条第1項ただし書、第24条第1項ただし書若しくは第27条ただし書に規定する承認を申請しようとする者は、確認の申請書を提出する前に承認申請書（別記第4号様式）正本及び副本に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請について、承認したときは、承認通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（設計変更）

第8条 建築主は、法第6条第1項の確認を受けた建築物の計画を変更する場合において、当該変更が省令第3条の2第1項第1号から第7号までに掲げる軽微な変更該当するときは、設計変更届出書（別記第5号様式）に変更に係る図書を添えて知事に提出するものとする。

2 許可、認定又は承認を受けた建築物の設計の変更をしようとする者は、改めて許可、認定又は承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものについては、設計変更申請書（別記第6号様式）正本及び副本に許可通知書、認定通知書又は承認通知書及び変更に係る図書を添えて知事に提出し、その承認を受けることで足りるものとする。

3 知事は、前項ただし書の規定による変更申請を認めたときは、設計変更通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（建築主の変更届等）

第9条 法第6条第1項の確認若しくは法第7条の6第1項第1号及び第2号の規定による認定又は省令第10条の4第1項の許可関係規定による許可若しくは省令第10条の4の2第1項の認定関係規定による認定（以下「確認等」という。）を受けた建築物で工事完了前に建築主に変更があつたときは、変更前及び変更後の建築主は、名義変更届出書（別記第7号様式）に確認済証、許可通知書又は認定通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 工事完了前に確認等を受けた建築物の敷地の地名地番に変更があつたときは、建築主は、地名地番変更届出書（別記第7号様式の2）に確認済証等を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

3 建築主は、法第6条第1項の確認を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者を定めたとき、又はこれらの者を変更したときは、速やかに工事監理者、工事施工者（変更）届出書（別記第8号様式）を建築主事に提出しなければならない。

（工事の取りやめ届等）

第10条 確認等又は第7条第1項の承認を受けた建築物の工事の全部又は一部を取りやめた者は、工事とりやめ届出書（別記第9号様式）に確認済証等又は承認通知書を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 確認等又は第7条第1項の承認を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、建築物等確認（許可、認定、承認）申請書取下届出書（別記第10号様式）を知事又は建築主事に提出しなければならない。

（施工状況報告）

第11条 法第6条第1項第2号及び第3号に掲げる建築物の工事監理者は、当該工事が次の各号の一に該当する工程に達したときは施工状況報告書（別記第11号様式）を建築主事に提出しなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、基礎及び屋根の配筋を終えたとき。

(2) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、鉄骨の建方を終えたとき。

(3) その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した工程に達したとき。

（特定建築物の指定及び定期報告）

第12条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、別表の左欄に掲げる用途に供するものであつて、同欄の区分に応じ、それぞれの建築規模が同表右欄に該当するものとする。

2 省令第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる年度及び当該年度から起算して3年目ごとの年度の6月1日から12月28日までとする。

(1) 政令第16条第1項第1号及び第2号並びに別表1の項に掲げる特定建築物 平成29年度

(2) 政令第16条第1項第3号に掲げる特定建築物（別表3の項に掲げるものを除く。）及び同表2の項に掲げる特定建築物 平成30年度

(3) 別表3の項に掲げる特定建築物 平成29年度

(4) 政令第16条第1項第4号に掲げる特定建築物 平成28年度

(5) 政令第16条第1項第5号に掲げる特定建築物 平成28年度

3 法令第12条第1項の規定による調査は、同項の規定による報告の日前60日以内に行わ

なければならない。

- 4 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して3年間とする。

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第13条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、政令第16条第1項各号及び別表に掲げる特定建築物に設けた換気設備、排煙設備及び非常用の照明設備(法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた機械換気設備(共同住宅の住戸に設けた換気設備を除く。)並びに中央管理方式の空気調和設備並びに法第35条の規定による排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置に限る。)とする。

- 2 省令第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 政令第16条第3項各号に掲げる特定建築設備等 毎年4月1日から翌年3月31日まで

(2) 前項に規定する特定建築設備等 毎年6月1日から12月28日まで(省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告については、前回の報告を行った日の属する年度から起算して3年目ごとの6月1日から12月28日まで)

- 3 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前60日以内に行わなければならない。

- 4 省令第6条第4項に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

書類の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び建築設備の位置

- 5 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第8号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して1年間とする。

(工作物の定期報告)

第13条の2 省令第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前60日以内に行わなければならない。

- 3 省令第6条の2の2第4項に規定する書類は、次の表に掲げるとおりとする。

書類の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における工作物の位置
平面図	縮尺及び方位

- 4 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第9号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して1年間とする。

(不適格建築物の報告)

第14条 既存建築物が、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域、同項第2号に掲げる特別用途地区又は同項第2号の2に掲げる特定用途制限地域の指定又は変更により、法第48条第1項から第14項までの規定又は法第49条若しくは第49条の2の条例の規定に適合しなくなつた場合においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者は、その指定又は変更の告示のあつた日から起算して30日以内に不適格建築物報告書(別記第14号様式)を知事に提出しなければならない。

(道路とみなされる道の指定)

第15条 法第42条第2項の規定による知事の指定は、法施行の際又は法施行後都市計画区域として指定された際現に存する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものについて行うものとする。

(道路の指定申請等)

第16条 法第42条第1項第4号に規定による道路の指定を受け、その変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路指定(指定変更、全部(一部)廃止)申請書(別記第15号様式)正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出の必要がないと認めた図書については、当該図書の添付を省略することができる。

- (1) 指定に係る道路の計画図
 - (2) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面(以下「登記所地図」という。)の写し
 - (3) 法第42条第1項第4号に規定する事業(以下「対象事業」という。)の執行計画を示す図書
 - (4) 対象事業の執行が決定されたことを示す図書
 - (5) その他知事が必要と認める図書
- 2 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受け、その位置を変更し、又はその廃止をしようとする者は、道路位置指定(指定変更、全部(一部)廃止)申請書(別記第15号様式)正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出をしなければならない。
- (1) 省令第9条に規定する図面
 - (2) 誓約書(別記第16号様式)(道路の廃止をしようとする場合を除く。)
 - (3) 省令第9条に規定する承諾書(別記第17号様式)
 - (4) 承諾者の印鑑証明書
 - (5) 不動産登記法による土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
 - (6) 登記所地図の写し
 - (7) その他知事が必要と認める図書
- 3 法第42条第2項に規定する道路とみなされる道の指定を受け、その変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路指定(指定変更、全部(一部)廃止)申請書正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出の必要がないと認めた図書については、当該図書の添付を省略することができる。
- (1) 付近見取図
 - (2) 登記所地図の写し
 - (3) その他知事が必要と認める図書
- 4 知事は、第1項若しくは前項の規定による申請について、道路の指定、指定の変更若しくは廃止をしたとき又は第2項の規定による申請について、道路の位置の指定、位置の変更若しくは廃止をしたときは、道路(位置)指定(指定変更、全部(一部)廃止)通知書(別記第15号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、第1項若しくは第3項の規定による申請について、道路の指定の変更若しくは廃止をしたとき又は第2項の規定による申請について、道路の位置の指定の変更若しくは廃止をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
- (1) 指定の変更又は廃止に係る道路(以下この項において「指定変更等道路」という。)の種類
 - (2) 指定の変更又は廃止の年月日

- (3) 指定変更等道路の位置
- (4) 指定変更等道路の延長及び幅員

(道路の位置の標示等)

第17条 前条第2項の規定により道路の位置の指定を受け、又はその位置の変更をしようとする者は、位置の指定を受け、又は位置の変更をしようとする道路の境界線その他適当な箇所にコンクリート製等耐久性のある標示くい（別記第18号様式）により道路の位置を標示しなければならない。ただし、側溝縁石等によりその位置が明らかなものについては、この限りでない。

- 2 前項の規定により設置した標示くいは、これを移動させてはならない。
- 3 指定を受けた道路の位置の変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路の位置の変更又は廃止に係る第1項の標示くいを除去しなければならない。

(建築協定の許可申請)

第18条 法第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書（別記第19号様式）正本及び副本にそれぞれ建築協定書、省令第1条の3第1項の表(イ)項に掲げる附近見取図及び配置図並びに協定しようとする建築物の基準を示す図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の建築協定認可申請書には、建築協定区域内における法第69条に規定する土地の所有者等の住所及び氏名を記載した建築協定同意書を添えなければならない。
- 3 法第74条第1項の規定により建築協定の変更の認可を受けようとする者は、前2項の規定に準じて、建築協定変更申請書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 法第76条第1項の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、建築協定廃止申請書（別記第21号様式）正本及び副本に法第69条に規定する土地の所有者等の過半数の同意書を添えて知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定による申請について認可したときは建築協定認可通知書（別記第19号様式）により、第3項の規定による申請について認可したときは建築協定変更通知書（別記第20号様式）により、前項の規定による申請について認可したときは建築協定廃止通知書（別記第21号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(^し尿^{そう}浄化槽に係る指定区域)

第19条 政令第32条第1項の規定により知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域以外の区域とする。

(垂直積雪量)

第19条の2 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。ただし、建築物等の敷地が局所的地形要因による影響等を受ける場合は、当該垂直積雪量に実況に応じた数値を加算した数値としなければならない。

区域	垂直積雪量
西之表市、奄美市、三島村、十島村、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の区域	0.00メートル
枕崎市、指宿市、薩摩川内市（平成16年10月11日現在における里村、上甌村、下甌村及び鹿島村	0.20メートル

の区域に限る。), 南さつま市 (平成17年11月6日現在における笠沙町, 大浦町及び坊津町の区域に限る。), 南九州市 (平成19年11月30日現在における穎娃町の区域に限る。), 長島町, 錦江町, 南大隅町及び肝付町 (平成17年6月30日現在における内之浦町の区域に限る。) の区域	
鹿屋市, 阿久根市, 垂水市, 薩摩川内市 (平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る。), 日置市, 曾於市, いちき串木野市, 霧島市 (平成17年11月6日現在における国分市, 溝辺町, 隼人町及び福山町の区域に限る。), 南さつま市 (同日現在における加世田市及び金峰町の区域に限る。), 志布志市, 南九州市 (平成19年11月30日現在における知覧町及び川辺町の区域に限る。), 始良市, 大崎町, 東串良町及び肝付町 (平成17年6月30日現在における高山町の区域に限る。) の区域	0.30メートル
出水市, 薩摩川内市 (平成16年10月11日現在における樋脇町, 入来町, 東郷町及び祁答院町の区域に限る。), 霧島市 (平成17年11月6日現在における横川町, 牧園町及び霧島町の区域に限る。), 伊佐市, さつま町及び湧水町の区域	0.40メートル

(建蔽率の緩和)

第20条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は, 次に掲げるものとする。

- (1) 敷地の周囲の長さの3分の1以上が道路又は公園, 広場, 水面その他これらに類するものに接する敷地
- (2) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル以上の道路に接する敷地
- (3) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が道路に接し, かつ, その道路を隔てて公園, 広場, 水面その他これらに類するものがあり, その道路及びこれらの幅員の合計が12メートル以上である敷地

(前面道路の位置の特例)

第21条 政令第135条の2第2項の規定により, 同条第1項の規定を適用することが著しく不相当であると認める場合の前面道路の位置は, 建築物の敷地の地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(敷地内に広い空地を有する建築物の敷地面積の規模の特例)

第22条 政令第136条第3項ただし書の規定により, 同項本文の規定を適用することが不相当であると認める場合の敷地面積の規模は, 次の表の左欄に掲げる区分に応じて, 同表右欄に掲げるとおりとする。

地域又は区域	敷地面積の規模 (単位 平方メートル)
1 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	1,500
2 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 準工業地域, 工業地域又は工業専用地域	1,000
3 近隣商業地域又は商業地域	500
4 用途地域の指定のない区域	1,000

(意見の聴取の請求)

第23条 意見の聴取を請求しようとする者は, 意見の聴取請求書 (別記第22号様式) を知事に提出しなければならない。

(意見の聴取の公告)

第24条 意見の聴取の公告は、意見の聴取に係る建築物、建築設備、工作物等が所在する市町村の区域を管轄する行政庁（知事又は知事の権限に属する事務の委任を受けた者をいう。）の事務所の掲示板その他適当な場所に掲示して行うものとする。

2 前項の公告は、知事が事案の性質により必要と認める場合には、同項の規定によるほか、鹿児島県公報に登載して行うものとする。

（代理人又は証人の出席）

第25条 意見の聴取に際して代理人又は証人を出席させようとする者は、意見の聴取の期日の2日前までに、その旨を書面により知事に届け出なければならない。この場合において、代理人の出席に係る届出には、当該代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

2 法第46条第1項（法第68条の7第3項において準用する場合を含む。）又は法第48条第15項の規定により出頭を求められた者は、意見の聴取に際して代理人を出席させることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

3 前項に規定する者又はその代理人は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。第1項前段の規定は、この場合における証人の出席について準用する。

（意見の聴取の主宰）

第26条 意見の聴取は、知事が指名する職員が主宰する。

（参考人の出席）

第27条 前条の規定により意見の聴取を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、意見の聴取に関し必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

（当事者の不出頭の場合の取扱い）

第28条 意見の聴取に出頭を求められた者又はその代理人（以下「当事者」という。）が、正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。ただし、当事者が、やむを得ない理由により意見の聴取の期日に出頭できない旨をあらかじめ書面により知事に届け出た場合は、この限りでない。

（意見の聴取の期日又は場所の変更）

第29条 知事は、前条ただし書の規定による届出により又は職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。第24条の規定は、この場合について準用する。

（意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第30条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときは、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の進行を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（違反建築物の標識）

第31条 知事が法第9条第1項又は第10項の命令をした場合（建築監視員が同項の規定による命令をした場合を含む。）の同条第13項の標識は、別記第23号様式による。

(建築設備への準用)

第32条 政令第146条第1項に指定する建築設備については、第4条の2、第5条、第9条及び第10条の規定を準用する。

(工作物への準用)

第33条 政令第138条各項に指定する工作物については、第4条の2、第5条、第8条から第11条まで(第8条第2項は、政令第138条第3項で指定する工作物に限る。)、第14条及び第31条の規定を準用する。

(雑則)

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
(ろ)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の建築基準法施行細則の規定により定められた様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成5年6月23日規則第44号)

- 1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日)までの間は、改正後の建築基準法施行細則第6条第1項第3号及び第22条の規定は適用せず、改正前の建築基準法施行細則第6条第1項第2号及び第22条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成6年9月30日規則第59号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月30日規則第50号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第125号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成13年3月30日規則第23号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第7条の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成14年3月29日規則第26号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成16年 3 月16日規則第16号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 9 月24日規則第68号）

この規則中第19条の 2 の表の改正規定（「、喜入町」、「、吉田町、桜島町」及び「、松元町、郡山町」を削る部分を除く。）は平成16年10月12日から、その他の規定は同年11月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月18日規則第27号）

この規則は、平成17年 3 月22日から施行する。ただし、第16条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月29日規則第63号）

この規則は、平成17年 3 月31日から施行する。

附 則（平成17年 4 月26日規則第89号）

この規則は、平成17年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月 3 日規則第91号）

この規則は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年10月11日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月 4 日規則第115号）

この規則は、平成17年11月 7 日から施行する。

附 則（平成17年11月 8 日規則第117号）

この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月10日規則第16号）

この規則は、平成18年 3 月13日から施行する。

附 則（平成18年 3 月14日規則第21号）

この規則は、平成18年 3 月20日から施行する。

附 則（平成19年 6 月19日規則第51号）

この規則は、平成19年 6 月20日から施行する。ただし、別記第 3 号様式、別記第 4 号様式正、別記第 5 号様式、別記第 6 号様式正及び別記第 7 号様式の改正規定、別記第 8 号様式の改正規定（「土木事務所」を「地域振興局・支庁」に改める部分に限る。）並びに別記第 9 号様式、別記第10号様式、別記第14号様式、別記第15号様式正、別記第19号様式正、別記第20号様式正及び別記第21号様式正の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 9 月28日規則第66号）

この規則中第19条の 2 の表の改正規定（「上屋久町、屋久町」を「屋久島町」に改める部分に限る。）は平成19年10月 1 日から、その他の規定は同年12月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日規則第49号）

- 1 この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。ただし、第12条及び第13条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年10月31日規則第91号）

この規則は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日規則第23号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規則第64号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第16号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際限に都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号の2に掲げる特定用途制限地域として指定されている地域内に存する建築物についての改正後の建築基準法施行細則第14条の規定の適用については、同条中「その指定又は変更の告示のあつた日から」とあるのは「建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成24年鹿児島県規則第16号)の施行の日から」とする。

附 則（平成27年3月31日規則第16号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成22年4月1日前に指定された都市計画区域内における建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項本文の道については、改正後の建築基準法施行細則第15条及び第16条第3項の規定は適用せず、改正前の建築基準法施行細則第15条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年11月25日規則第45号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第12条、第13条及び別表の規定は、平成28年6月1日から適用する。

(特定建築物に係る経過措置)

2 建築基準法施行令(昭和25年政令第388号。以下「政令」という。)第16条第1項第4号及び第5号に掲げる特定建築物のうち、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に現に存するもの(施行日前に改正前の建築基準法施行細則(以下「旧規則」という。)第12条第2項第4号の規定の適用を受けたものを除く。)であって、平成25年5月31日までに建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに係る新規則第12条第2項第4号及び第5号の規定の適用については、平成29年12月28日までの間は同項第4号及び第5号中「平成28年度」とあるのは、「平成28年度又は平成29年度」とする。

(小荷物専用昇降機及び防火設備に係る経過措置)

3 政令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機及び政令第16条第3項第2号に規定する防火設備のうち、施行日に現に存するものであって、平成29年5月31日までに法第7条第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。)又は第7条の2第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに係る最初の報告の時期は、新規則第13条第2項第1号の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(換気設備、排煙設備及び非常用の照明設備に係る経過措置)

4 政令第16条第1項各号及び新規則別表に掲げる特定建築物であって、施行日に現に存するもの(施行日前に法第12条第1項及び旧規則第12条第1項の規定により指定されたものを除く。)に設けた特定建築設備等(新規則第13条第1項の特定建築設備等であって、平成28年5月31日までに法第87条の2において準用する法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。次頁において同じ。)に係る最初の報告の時期は、新規則第13条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 新規則第12条第2項第1号に掲げる特定建築物に設けた特定建築設備等 平成29年6月

- 1 日から同年12月28日まで
- (2) 新規則第12条第2項2号に掲げる特定建築物に設けた特定建築設備等 平成30年6月1日から同年12月28日まで
- (3) 新規則第12条第2項第4号及び第5号に掲げる特定建築物に設けた特定建築設備等 平成28年6月1日から同年12月28日まで又は平成29年6月1日から同年12月28日まで
- 5 政令第16条第1項各号及び新規則別表に掲げる特定建築物であつて、施行日に現に存するもの(施行日前に法第12条第1項及び旧規則第12条第1項の規定により指定されたものに限る。)に設けた特定建築設備等に係る最初の報告の時期は、新規則第13条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。
- (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に検査済証の交付を受けた特定建築設備等 平成28年6月1日から同年12月28日まで
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に検査済証の交付を受けた特定建築設備等 平成29年6月1日から同年12月28日まで
- (3) 平成28年4月1日から同年5月31日までの間に検査済証の交付を受けた特定建築設備等 平成30年6月1日から同年12月28日まで

附 則 (平成29年9月1日規則第46号) 抄

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規則第19号)

この規則は、交付の日から施行する。

別表 (第12条, 第13条関係)

用途	規模
1 劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場 (屋外観覧場を除く。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
2 児童福祉施設等	地上の階数が3以上であり, かつ, 当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの (地階又は3階以上の階に当該用途に供する床面積100平方メートルを超える部分を有するものに限る。)
3 共同住宅又は寄宿舎	地上の階数が5以上であり, かつ, 当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (5階以上の階に当該用途に供する床面積100平方メートルを超える部分を有するものに限る。)

別記第1号様式 (第4条の3関係)

建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定（鹿児島県）

〔平成19年3月30日
告示第643号〕

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、建築主事の所轄区域及び建築確認区分を次のとおり指定し、平成19年4月1日から施行する。

なお、平成10年4月1日鹿児島県告示第508号（建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定）は、平成19年3月31日限り廃止する。

建築主事の区分	所轄区域	建築確認区分	
		法第6条第1項、法第18条及び法第87条の2に関するもの	法第88条に関するもの
本庁に置く建築主事	県下全域（鹿児島市を除く。）	建築物で階数が4以上のもの	令第138条第2項の工作物
鹿児島地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	日置市 いちき串木野市 鹿児島郡	建築物で階数が3以下のもの	令第138条第1項及び第3項の工作物
南薩地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市	同上	同上
北薩地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	阿久根市 出水市 薩摩川内市 薩摩郡 出水郡	建築物で階数が3以下のもの（薩摩川内市の区域内にあっては、令第148条第1項第1号に掲げる建築物を除く。）	令第138条第1項及び第3項の工作物（薩摩川内市の区域内にあっては、令第148条第1項第2号に掲げる工作物を除く。）
始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課及び始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関に置く建築主事	霧島市 伊佐市 始良市 始良郡	建築物で階数が3以下のもの（霧島市の区域内にあっては、令第148条第1項第1号に掲げる建築物を除く。）	令第138条第1項及び第3項の工作物（霧島市の区域内にあっては、令第148条第1項第2号に掲げる工作物を除く。）
大隅地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡	建築物で階数が3以下のもの（鹿屋市の区域内にあっては、令第148条第1項第1号に掲げる建築物を除く。）	令第138条第1項及び第3項の工作物（鹿屋市の区域内にあっては、令第148条第1項第2号に掲げる工作物を除く。）
熊毛支庁建設部建設課に置く建築主事	西之表市 熊毛郡（屋久島町を除く。）	建築物で階数が3以下のもの	令第138条第1項及び第3項の工作物
熊毛支庁屋久島事務所建設課に置く建築主事	屋久島町	同上	同上
大島支庁建設部建設課に置く建築主事	奄美市 大島郡（徳之島町、天城町及び伊仙町を除く。）	同上	同上
大島支庁徳之島事務所建設課に置く建築主事	徳之島町 天城町 伊仙町	同上	同上

注 1 令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。

2 鹿児島地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事の項から大島支庁徳之島事務所建設課に置く建築主事の項までに掲げる建築主事に事故があるときは、当該建築主事が行う事務は、本庁に置く建築主事が行うことができる。

改正文（平成19年11月9日告示第1688号）抄
平成19年11月9日から施行する。

改正文（平成19年11月16日告示第1722号）抄
平成19年12月1日から施行する。

改正文（平成20年3月28日告示第575号）抄
平成20年4月1日から施行する。

改正文（平成20年10月31日告示第1492号）抄
平成20年11月1日から施行する。

改正文（平成21年3月31日告示第487号）抄
平成21年4月1日から施行する。

改正文（平成22年1月15日告示第50号）抄
平成22年3月23日から施行する。

改正文（平成22年3月30日告示第402号）抄
平成22年4月1日から施行する。

改正文（平成23年3月29日告示第361号）抄
平成23年4月1日から施行する。

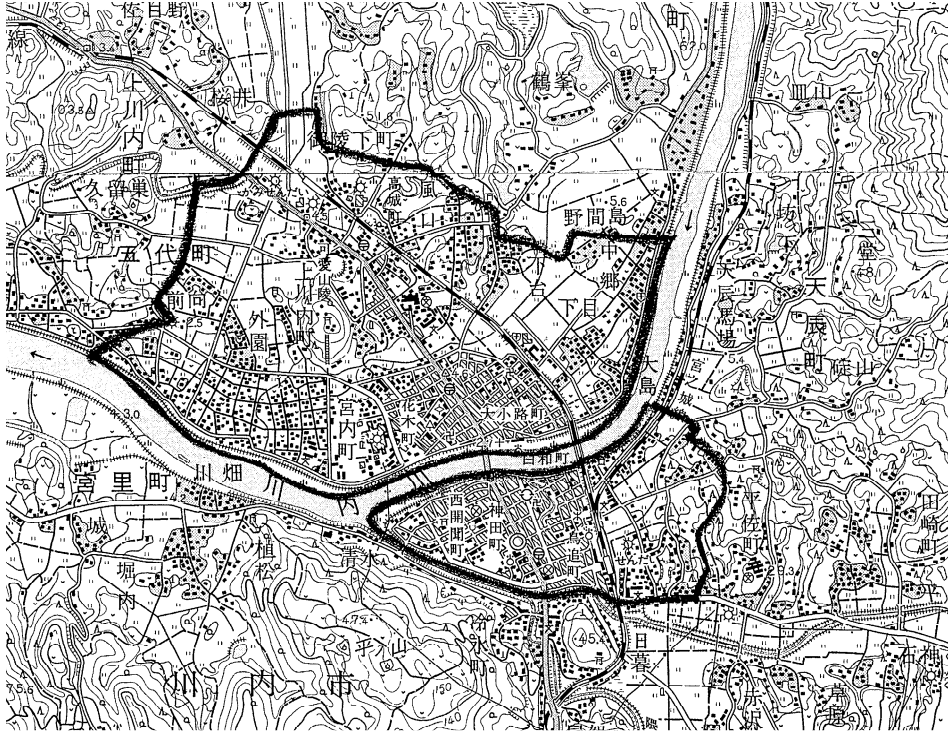
改正文（平成24年3月30日告示第461号）抄
平成24年4月1日から施行する。

建築基準法第22条第1項の規定を適用する区域の指定（鹿児島県）

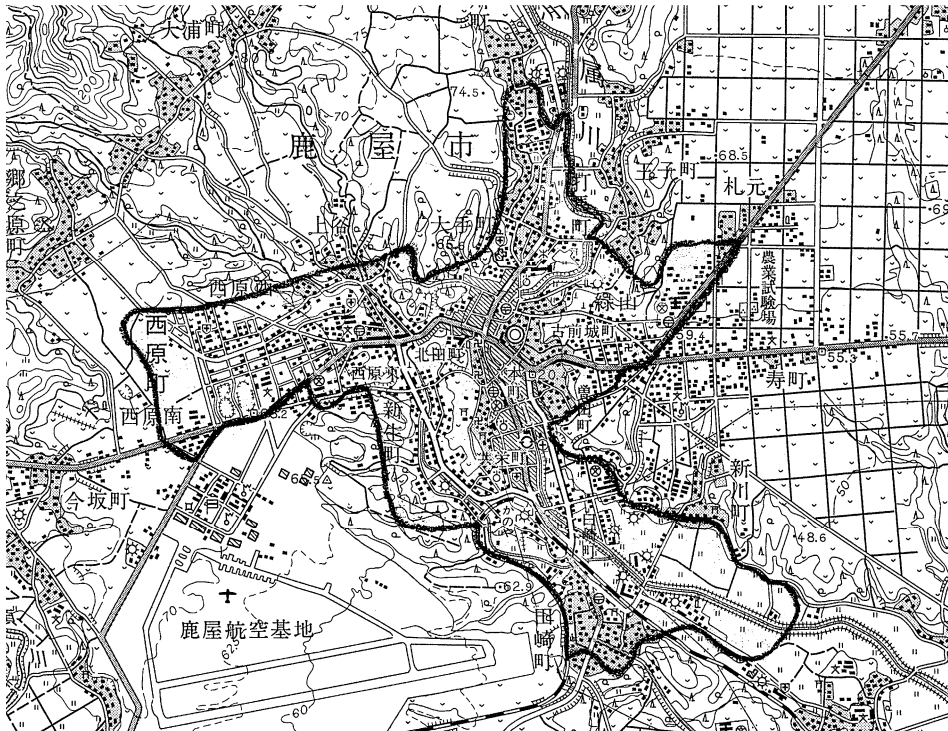
※ 詳細については、各市にお問合せください。

〔昭和45年12月14日
告示第1260号〕

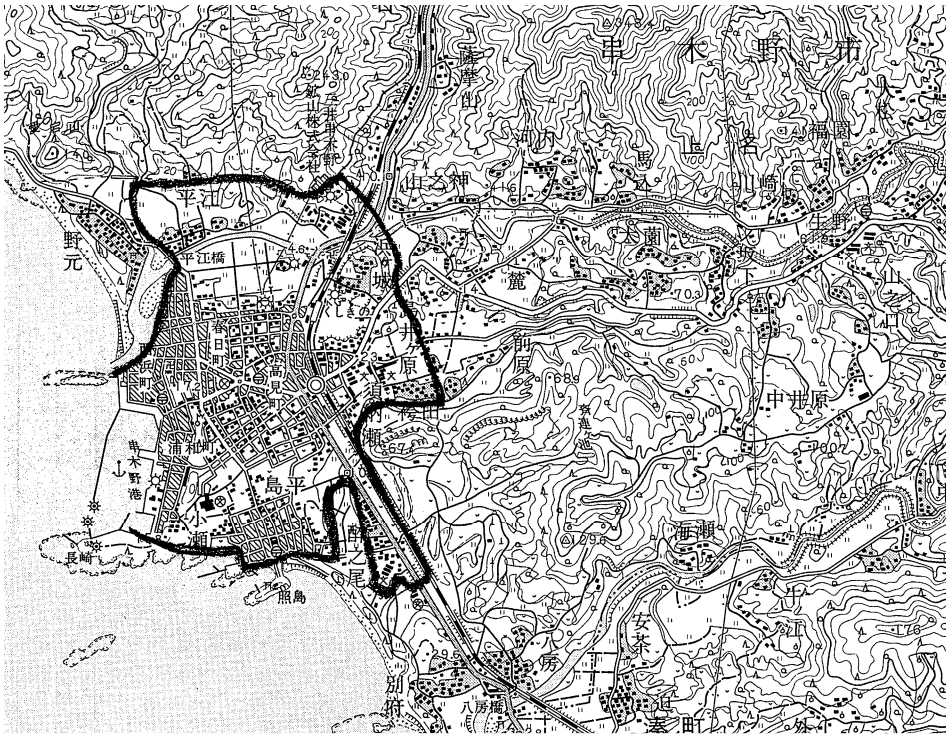
薩摩川内市



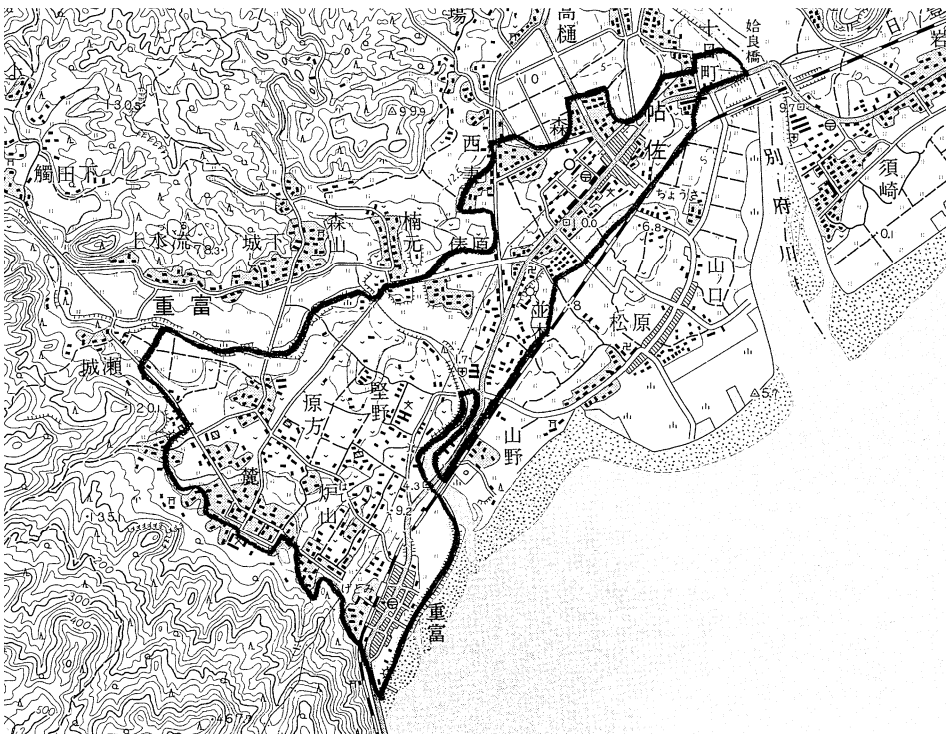
鹿屋市



いちき串木野市



始良町



建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（鹿児島県）

〔平成29年8月1日〕
〔告示第849号〕

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成29年9月1日から施行する。

1 中間検査を行う区域

県下全域（鹿児島市の区域を除く。）

2 中間検査を行う期間

平成29年9月1日から平成34年8月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物のうち、法別表第1（い）欄(1)項から(4)項までに掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの

4 指定する特定工程

2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

5 指定する特定工程後の工程

2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

6 適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。

- (1) 平成19年8月9日以前に法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知がされた建築物
- (2) 法第68条の20の認証型式部材等である建築物
- (3) 法第85条の適用を受ける建築物

○鹿児島県建築審査会に関する条例

昭和25年11月20日

条例第63号

改正 昭和36年10月18日条例第47号

平成28年3月25日条例第25号

鹿児島県建築審査会に関する条例を次のように定める。

鹿児島県建築審査会に関する条例

(建築審査会)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)第78条の規定により、鹿児島県建築審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第2条 審査会は、委員7人をもつて組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(平28条例25・一部改正)

(招集)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、法の規定に基づき、審査会を開く必要がある場合はすみやかに審査会を招集しなければならない。

3 会長は必要があると認める場合は、随時審査会を招集することができる。

4 会長は審査会を招集する場合は緊急止むを得ないときを除くの外、あらかじめ議事事項及び期日を定めて開会の3日前までに、委員に通知しなければならない。

(昭36条例47・一部改正)

(議事)

第4条 審査会は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことはできない。

第5条 審査会の議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 審査会には、審査会に附議すべき重要事項を調査するため小委員会をおくことができる。

2 小委員会は、委員のうちから会長が指命したもので組織する。

3 小委員会の委員長は会長が指命する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員は別に定めるところにより、報酬及び費用弁償を受けることができる。

(委員以外の者の意見陳述)

第8条 会長は必要と認める場合は、委員以外のものを会議に出席させ意見を聞くことができる。

(会議録)

第9条 会長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び出席委員2名以上が署名しなければならない。

(審査会の幹事及び書記)

第10条 審査会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

4 書記は、幹事の命を受け、庶務に従事する。

(昭36条例47・全改)

(雑則)

第11条 この条例に定めるものの外、審査会の運営に関し必要な事項は審査会が定める。

附 則

この条例は昭和25年11月23日から施行する。

附 則 (昭和36年10月18日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第25号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鹿児島県建築審査会口頭審査規程

(昭和30年3月28日制定)

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第94条第3項の規定により鹿児島県建築審査会（以下「建築審査会」という。）が行う公開による口頭審査（以下「審査」という。）は、この規程の定めるところによる。

(主宰者)

第2条 審査は会長又はその都度会長の指名する委員（以下「主宰者」という。）が主宰する。

(通告及び公示)

第3条 会長は、審査を行うとするときは、あらかじめ審査請求人、特定行政庁、建築主事その他の関係人（以下「関係人」という。）に対しその出席を求めるため別記様式により通告するとともに、審査の事由、期日及び場所並に関係人の住所及び氏名又は名称を鹿児島県公報に告示する。

2 前項の告示は、緊急の必要がある場合においては、審査会開催地市町村の掲示場又は適當の場所に掲示し、鹿児島県公報の登載を省略することができる。

(方法)

第4条 審査は公開とし、口頭により行う。

(関係人欠席の場合)

第5条 関係人は、審査に出席することができないときは、第6条の規定により、代理人を出席させる場合を除く外、あらかじめ理由を記しその旨を会長又は主宰者に届けなければならない。

2 前項の場合において関係人は、当該事件に関する陳述書を提出することができる。

3 前項の陳述書は、審査において朗読する。

4 会長は第1項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、審査を延期することができる。

5 前項の場合を除き審査請求人が審査に出席せず、且つ又陳述書を提出しないときは、その他の関係人の申立に基き審査する。

(代理人)

第6条 関係人は、審査に代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人が審査に出席するときは、委任状を主宰者に提出しなければならない。

3 前項の委任状には関係人と代理人との関係を記載しなければならない。

(証人)

第7条 関係人若しくはその代理人は、審査に証人を出席させたいときはあらかじめ証人の住所、氏名及び証言事項を記載した書面を、会長又は主宰者に提出し許可を受けなければならない。

(主宰者の職権による証拠及び参考人)

第8条 主宰者は、審査のために必要があると認めるときは、証拠書類を徴し、又は参考人の出席を求めることができる。

(秩序保持)

第9条 審査会場内の発言は、すべて主宰者の許可を受けなければならない。

- 2 発言は聞こうとする事項の範囲をこえてはならない。
- 3 主宰者は、前2項に反する発言を制止することができる。
- 4 主宰者は、前項の制止に従わない者に対しては、発言の禁止又は退場を命ずることができる。
- 5 傍聴人は審査において発言することができない。
- 6 主宰者は、必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は傍聴人に退場を命ずることができる。

(口頭審査の記録)

第10条 審査の庶務に従事することを命ぜられた職員は、審査の状況を詳細に記録しなければならない。

- 2 前項の記録は建築審査会において保存する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものの外、審査に関し必要な事項は、主宰者が定めて会場に掲示する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

○建築計画概要書等閲覧規則

昭和46年2月19日

規則第17号

改正 昭和48年4月27日規則第31号

昭和59年8月6日規則第73号

平成元年12月22日規則第63号

平成4年11月25日規則第62号

平成11年4月30日規則第50号

平成17年6月17日規則第92号

平成19年3月30日規則第43号

平成22年3月30日規則第31号

平成24年3月30日規則第18号

建築計画概要書閲覧規則をここに公布する。

建築計画概要書等閲覧規則

(平11規則50・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定に基づき、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下「図書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(平11規則50・平17規則92・平22規則31・一部改正)

(閲覧の場所)

第2条 図書の閲覧は、図書閲覧所（以下「閲覧所」という。）において行うものとする。

2 閲覧所は、鹿児島県土木部建築課、地域振興局建設部土木建築課、始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関、熊毛支庁建設部建設課及び屋久島事務所建設課並びに大島支庁建設部建設課及び徳之島事務所建設課に置く。

(昭59規則73・平11規則50・平17規則92・平19規則43・平22規則31・平24規則18・一部改正)

(閲覧時間)

第3条 図書を閲覧できる時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

(平4規則62・一部改正)

(閲覧所の休日等)

第4条 閲覧所の休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日とする。

2 知事は、図書の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は、閲覧時間を短縮することができる。

(昭48規則31・平元規則63・平4規則62・一部改正)

(閲覧の申出)

第5条 図書を閲覧しようとする者は、図書閲覧簿（別記第1号様式）に必要な事項を記入し知事の承認を受けなければならない。

(閲覧上の注意)

第6条 図書を閲覧する者は、係員から指示された場所で閲覧しなければならない。

2 図書は閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 知事は、各号の一に該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 図書を汚損し若しくは破損した者、又は、そのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼした者、又は、そのおそれがあると認められる者

(閲覧後の査閲)

第8条 図書の閲覧が終つた者は当該図書について係員の査閲を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月27日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年8月6日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年12月22日規則第63号）

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成4年11月25日規則第62号）

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規則第50号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成17年6月17日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第43号）抄
（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第31号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

建築士法施行細則

〔昭和25年12月1日〕
規則第116号

〔沿革〕昭和27年7月18日規則第46条，29年4月16日第35号，30年6月29日第38号，33年4月30日第36号，35年8月1日第70号，39年1月6日第3号，40年3月19日第13号，48年2月23日第9号，51年3月31日第20号，53年8月2日第46号，59年3月30日第22号，60年10月21日第57号，63年3月9日第3号，平成3年3月29日第21号，7年3月20日第6号，9年4月11日第38号，12年3月31日第74号，14年3月29日第25号，16年12月24日第91号，17年3月4日第18号，19年7月13日第53号，20年7月1日第69号，21年2月6日第1号，24年3月30日第27号，25年3月29日第38号，27年7月7日第27号，令和元年11月29日第25号，2年2月28日第6号校正。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)の施行に関し、建築士法施行令(昭和25年政令第201号)、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平24規則27・追加)

第1章の2 免許

(平24規則27・章名追加)

(免許の申請)

第1条の2 法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な理由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、第13条第1項の規定により同項第1号又は第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

(2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

(3) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(4) 法第4条第4項第2号から第4号までに掲げる者のうち、建築実務の経験を有することを免許の登録の要件とする者にあつては、建築実務の経験を記載した実務経歴書（別記第1号様式の2）及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容について事実と相違ないことを証する実務経歴証明書（別記第1号様式の3）

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 前2項の免許申請書には、写真（申請前6月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。第3条の2及び第4条において同じ。）を貼り付けなければならない。

（昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平12規則74・一部改正、平24規則27・旧第1条繰下・一部改正、平27規則27・令元規則25・一部改正、令2規則6・全部改正）

（免許）

第2条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつた場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、建築士名簿（別記第2号様式。以下「名簿」という。）に登録し、かつ、申請者に二級建築士免許証（別記第3号様式）又は木造建築士免許証（別記第3号様式の2）を交付する。

2 知事は、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、その旨を当該申請者に通知するとともに、免許申請書を申請者に返却する。

（昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平24規則27・令2規則6・一部改正）

（証明書の交付）

第2条の2 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けている旨の証明を受けようとする者は、建築士登録証明申請書（別記第3号様式の2の2）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に建築士登録証明書（別記第3号様式の2の3）を交付する。

（平25規則38・追加）

（登録事項の変更）

第3条 二級建築士又は木造建築士は、建築士法施行規則第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、登録事項変更届出書・書換え交付申請書（別記第3号様式の3）に戸籍謄本又は戸籍抄本を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、名簿を訂正する。

(昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平24規則27・平27規則27・一部改正)

(免許証の書換え交付)

第3条の2 二級建築士又は木造建築士は、前条第1項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の記載事項に変更があつたときは、知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証又は免許証明書の書換え交付を申請しようとする者は、写真を貼り付けた登録事項変更届出書・書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(平27規則27・追加)

(免許証の再交付)

第4条 二級建築士又は木造建築士は、免許証若しくは免許証明書を汚損し、又は紛失した場合においては、遅滞なく、写真を貼り付けた免許証再交付申請書(別記第3号様式の4)に、その事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、名簿に再交付の年月日を記載し、申請者に免許証を再交付する。

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定により免許証又は免許証明書の再交付を申請した後、紛失した免許証又は免許証明書を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(昭53規則46・昭59規則22・平24規則27・一部改正)

(死亡等の届出、免許の取消しの申請及び免許証等の返納)

第5条 二級建築士又は木造建築士が死亡した場合において、その相続人が、法第8条の2の規定による届出をするときは、死亡届出書(別記第3号様式の5)に免許証又は免許証明書及びその旨を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士は、法第8条の2(第2号に係る部分に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書(別記第3号様式の6)に免許証又は免許証明書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 二級建築士又は木造建築士が法第8条第3号に該当するに至つた場合において、本人又はその法定代理人若しくは同居の親族が、法第8条の2(第3号に係る部分に限る。)の規定による届出をするときは、業務を適正に行うことができない旨の届出書(別記第3号様式の7)に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

4 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書(別記第3号様式の8)に免許証又は免許証明書を添付して、

これを知事に提出しなければならない。

5 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和22年法律第224号)による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に失踪宣告届出書(別記第3号様式の9)に免許証又は免許証明書及びその旨を証する書類を添付して、これを知事に届け出なければならない。

6 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては、法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。)若しくは第2項又は第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は木造建築士(法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族)は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平12規則74・平19規則53・平24規則27
・令元規則25・一部改正)

(登録の抹消)

第6条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第5項の規定による届出があつた場合においては、登録を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

(昭51規則20・昭59規則22・平24規則27・平25規則38・一部改正)

(住所等の届出)

第7条 二級建築士又は木造建築士が法第5条の2第1項の規定により行う届出は、二級・木造建築士住所等の届出書(別記第4号様式)によらなければならない。

(昭59規則22・全改)

(免許証等の領置)

第8条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了まで、これを領置することがある。

(昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平24規則27・一部改正)

(名簿の閲覧)

第8条の2 知事は、法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供するため、名簿閲覧所を設けるものとする。

2 知事は、前項の規定により名簿閲覧所を設けたときは、当該名簿閲覧所の閲覧要綱を定めるとともに、当該名簿閲覧所の場所及び閲覧要綱を告示しなければならない。

(平24規則27・追加)

(指定の申請)

第8条の3 法第10条の20第2項の指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請

者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
- (3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (5) 役員の名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- (8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面
- (9) その他参考となる事項を記載した書類
(平24規則27・追加)

(名称等の変更の届出)

第8条の4 法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由
(平24規則27・追加)

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第8条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の7第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項

第4号イ及びロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(平24規則27・追加)

(登録事務規程の認可の申請等)

第8条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添付して、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(平24規則27・追加)

(事業計画等の認可の申請等)

第8条の7 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(平24規則27・追加)

(登録状況の報告)

第8条の8 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における二級建築士又は木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- (2) 当該四半期の末日における二級建築士又は木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の登録者一覧表をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- (1) 知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルに当該情報が記録されるもの

- (2) 磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（平24規則27・追加，令2規則6・一部改正）

（不正登録者の報告）

第8条の9 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段

（平24規則27・追加）

（二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請）

第8条の10 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

（平24規則27・追加）

（二級建築士等登録事務の引継ぎ等）

第8条の11 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の17第4項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 二級建築士等登録事務を知事に引き継ぐこと。
- (2) 帳簿、名簿その他の二級建築士等登録事務に関する書類を知事に引き継ぐこと。
- (3) その他知事が必要と認める事項

（平24規則27・追加）

（指定登録機関への書類の交付）

第8条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 第5条第5項又は法第5条の2若しくは第8条の2の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 省令第40条第4項又は第43条第4項の規定による報告書等の送付 省令第40条第2項第2号イ又は第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- (3) 第15条の8第3項の報告書等の提出 同条第2項の規定による添付書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲

げる電磁的方法をもつて行うことがある。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

(平24規則27・追加，平25規則38・一部改正，令2規則6・一部改正・追加)

(免許の取消し等の処分の通知)

第8条の13 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士又は木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

(1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

(2) 処分を受けた者の氏名，生年月日及び住所

(3) 処分の内容及び処分を行つた年月日

(平24規則27・追加)

(準用)

第8条の14 第1条の2第1項及び第2項，第2条から第4条まで，第5条第6項，第6条及び第8条の2の規定は，指定登録機関が行う二級建築士等登録事務について準用する。この場合において，これらの規定（第1条の2第1項及び第2項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と，第1条の2第1項中「別記第1号様式」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定登録機関が定める様式」と，「同項及び同条第2項中「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と，同条第1項第4号中「別記第1号様式の2」とあるのは「別記第1号様式の2に準じて指定登録機関が定める様式」と，「別記第1号様式の3」とあるのは「別記第1号様式の3に準じて指定登録機関が定める様式」と，第2条第1項中「二級建築士免許証(別記第3号様式)」とあるのは「二級建築士免許証明書(別記第3号様式に準じて指定登録機関が定める様式)」と，「木造建築士免許証(別記第3号様式の2)」とあるのは「木造建築士免許証明書(別記第3号様式の2に準じて指定登録機関が定める様式)」と，第2条の2第1項中「別記第3号様式の2の2」とあるのは「別記第3号様式の2の2に準じて指定登録機関が定める様式」と，同条第2項中「別記第3号様式の2の3」とあるのは「別記第3号様式の2の3に準じて指定登録機関が定める様式」と，第3条第1項中「別記第3号様式の3」とあるのは「別記第3号様式の3に準じて指定登録機関が定める様式」と，第3条の2の見出し及び同条第3項並びに第4条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と，第3条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と，第4条第1項中「別記第3号様式の4」とあるのは「別記第3号様式の4に準じて指定登録機関が定める様式」と，第6条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第5項の規定による届出があつた場合」とあるのは「知事が免

許を取り消した場合又は第8条の12第1項の規定に基づき前条第5項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第8条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示しなければ」とあるのは「公示しなければ」と読み替えるものとする。

(平24規則27(平25規則38・一部改正)・追加, 平27規則27・令2規則6・一部改正)

第2章 試験

第9条削除

(平21規則1)

(試験の方法)

第10条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

2 設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 第1項に規定する学科の試験は、建築計画、建築施工、建築構造、建築法規等に関する必要な知識について行う。

(昭48規則9・全改, 昭53規則46・昭59規則22・一部改正)

第11条 学科の試験に合格した者(他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。)については、学科の試験に合格した二級建築士試験(以下この条において「二級学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験のうち2回(二級学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回)の二級建築士試験又は学科の試験に合格した木造建築士試験(以下この条において「木造学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の木造建築士試験のうち2回(木造学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回)の木造建築士試験において、それぞれ学科の試験を免除する。

(昭48規則9・全改, 昭53規則46・昭59規則22・平14規則25・平17規則18・平21規則1・一部改正, 令2規則6・一部改正・一部削除)

(試験期日等の公告)

第12条 二級建築士試験又は木造建築士試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、知事があらかじめ公告する。

(昭53規則46・昭59規則22・一部改正)

(受験の申込手続等)

第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第15条第2号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(2) 法第15条第2号及び第3号に掲げる者のうち、建築実務の経験を有することを受験資格とするものにあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書

(3) 申込み前6月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真

2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、受験申込書に前項に掲げる書類(同項第2号に掲げる書類にあつては、指定試験機関が定める様式による書類)を添付して、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。

(昭53規則46・昭59規則22・昭60規則57・平17規則18・平21規則1・平24規則27・一部改正、令2規則6・一部改正・一部削除)

(合格公告及び通知)

第14条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格した旨を通知する。

2 知事又は指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。

(昭33規則36・昭48規則9・昭53規則46・昭59規則22・昭60規則57・一部改正)

(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)

第15条 指定試験機関は、法第13条の2第2項の規定により同条第1項に規定する知事の職権を行つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 不正行為者の氏名、住所及び生年月日

(2) 不正行為に係る試験の年月日及び試験地

(3) 不正行為の事実

(4) 処分内容及び年月日

(5) その他参考事項

(昭53規則46・昭59規則22・昭60規則57・平19規則53・一部改正)

(指定の申請)

第15条の2 法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者(次項第11号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の名及び略歴を記載した書類

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

(8) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(9) 二級建築士等試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

(10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 指定申請者が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(12) その他参考となる事項を記載した書類

(昭60規則57・追加，平17規則18・平21規則1・一部改正)

(名称等の変更の届出)

第15条の3 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(昭60規則57・追加，平21規則1・一部改正)

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第15条の4 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の7第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の書類に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(昭60規則57・追加，平21規則1・一部改正)

(試験委員の選任及び解任の届出)

第15条の5 指定試験機関は，法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第3項の規定による届出をしようとするときは，次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 試験委員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあつては，その者の略歴

(昭60規則57・追加，平21規則1・一部改正)

(試験事務規程の認可の申請)

第15条の6 指定試験機関は，法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは，当該認可に係る試験事務規程を知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は，法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは，次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(昭60規則57・追加，平21規則1・一部改正)

(事業計画等の認可の申請)

第15条の7 指定試験機関は，法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定により認可を受けようとするときは，当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は，法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定により認可を受けようとするときは，次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(昭60規則57・追加，平21規則1・一部改正)

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第15条の8 指定試験機関は，二級建築士等試験事務を実施したときは，遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 試験の期日
- (2) 試験の場所

- (3) 受験申込者数
- (4) 受験者数
- (5) 合格者数
- (6) 合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表並びに第13条第2項の規定により提出された受験申込書並びに同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の規定による添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

- (1) 知事の使用に係る電子計算機と指定試験機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法
(平21規則1・全改, 令2規則6・一部改正)

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第15条の9 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等試験事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由
(昭60規則57・追加, 平21規則1・一部改正)

(公示)

第15条の10 法第10条の20第3項, 第15条の6第3項又は第26条の3第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項, 第10条の15第3項, 第10条の16第3項並びに第10条の17第3項の規定による公示は、鹿児島県公報により行うものとする。

(平21規則1・追加, 平24規則27・一部改正)

第3章 建築士事務所

(昭33規則36・追加)

(証明書の交付)

第16条 法第23条第1項又は第3項の規定により一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けている旨の証明を受けようとする者は、建築士事務所登録証明申

請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に建築士事務所登録証明書(別記第7号様式)を交付する。

(平20規則69・追加)

(登録簿)

第17条 法第23条の3第1項の登録簿は、建築士事務所登録簿(別記第8号様式)による。

(昭33規則36・追加, 昭59規則22・一部改正, 平20規則69・旧第16条繰下・一部改正)

(変更届)

第18条 法第23条の5第1項の規定による届出は、建築士事務所登録事項変更届出書(別記第9号様式)によらなければならない。

2 法第23条の5第2項の規定による届出は、所属建築士変更届出書(別記第9号様式の2)によらなければならない。

(昭33規則36・追加, 平12規則74・一部改正, 平20規則69・旧第17条繰下・一部改正, 平24規則27・平27規則27・一部改正)

(廃業届)

第19条 法第23条の7の規定による届出は、廃業等届出書(別記第10号様式)によらなければならない。

(昭33規則36・追加, 昭59規則22・平12規則74・平19規則53・一部改正, 平20規則69・旧第18条繰下・一部改正)

(登録簿等の閲覧)

第20条 知事は、法第23条の9各号に掲げる書類を一般の閲覧に供するため、登録簿等閲覧所を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録簿等閲覧所を設けたときは、当該登録簿等閲覧所の閲覧要綱を定めるとともに、当該登録簿等閲覧所の場所及び閲覧要綱を告示しなければならない。

(平24規則27・追加)

(準用)

第21条 第16条, 第18条, 第19条及び前条の規定は、法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第16条第1項中「別記第6号様式」とあるのは「別記第6号様式に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、同条第2項中「別記第7号様式」とあるのは「別記第7号様式に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、第18条第1項中「別記第9号様式」とあるのは「別記第9号様式に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、同条第2項中「別記第9号様式の2」とあるのは「別記第9号様式の2に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、第19条中「別記第10号様式」とあるの

は「別記第10号様式に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、前条第1項中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」と、同条第2項中「告示しなければ」とあるのは「公示しなければ」と読み替えるものとする。

(平24規則27・追加, 平27規則27・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和27年12月31日までに行われる二級建築士試験において同時に3科目又は4科目に合格点を得た者については、第10条第2項の規定にかかわらず昭和29年12月31日までに行われる二級建築士試験を受ける場合に限り当該科目及び当該試験の後に合格点を得た科目の試験を免除する。

(昭27規則46・追加, 昭29規則35・昭53規則46・一部改正)

附 則(昭和27年7月18日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和29年4月16日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和30年6月29日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年4月30日規則第36号)

- 1 この規則は、昭和33年4月30日から施行する。
- 2 昭和32年度二級建築士試験において、3科目又は4科目の科目に合格点を得て昭和33年度に受験した者については、昭和36年度まで行われる試験においてその合格点を得た科目を免除する。
- 3 前項に規定する3科目又は4科目の科目に合格点を得た者であつて昭和33年度に受験することができない者で知事がやむを得ない理由があると認めたものについては、昭和34年度に受験した場合前項の規定にかかわらず昭和36年度まで行われる試験において、その合格点を得た科目を免除する。
- 4 前項に該当する者で合格点を得た科目の試験の免除を受けようとする者は、試験免除申請書に試験を受けることができない理由を記載し医師の診断書その他の理由を証する書類を添え試験施行期日10日前までにこれを知事に提出しなければならない

附 則(昭和35年8月1日規則第70号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 から 4 まで(省略)

附 則(昭和39年1月6日規則第3号)

(施行期日)

第1条 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

第2条から第31条まで(省略)

附 則(昭和40年3月19日規則第13号)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年2月23日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の建築士法施行細則第10条及び第11条の規定に基づく二級建築士試験で昭和47年以前に行なわれたものにおいて合格点を得た科目を有する者で、当該科目につき試験の免除を受けられるものについては、この規則による改正後の建築士法施行細則の規定にかかわらず、この規則施行の日以後なお従前の例により引き続き4回の二級建築士試験を行なう。ただし、当該者がこの規則による改正後の建築士法施行細則の規定に基づく二級建築士試験を受験することを妨げない。

附 則(昭和51年3月31日規則第20号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年8月2日規則第46号)

(施行期日)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日規則第22号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月21日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月9日規則第3号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月29日規則第21号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月20日規則第6号)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成9年4月11日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第74号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の建築士法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成14年3月29日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月24日規則第91号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条の2の改正規定は、平成17年3月7日

から施行する。

附 則(平成19年7月13日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月1日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年2月6日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第27号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条第1項の改正規定(「をいう。)」の次に「及び写真(申請前6月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。次項、第3条及び第4条において同じ。)」を加える部分に限る。)、同条第2項の改正規定(「写し」の次に「及び写真」を加える部分に限る。)、第2条、第3条及び第8条の14の改正規定、別記第3号様式から別記第3号様式の3までの改正規定並びに次項及び第3項の規定法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の6第1項の二級建築士登録等事務の開始の日

(開始の日＝平成25年4月1日)

(2) 第19条の次に2条を加える改正規定(第21条に係る部分に限る。))法第26条の3第3項において読み替えて準用する法第10条の6第1項の事務所登録等事務の開始の日

(開始の日＝平成25年4月1日)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の建築士法施行細則(以下「旧規則」という。))別記第3号様式の規定による二級建築士免許証及び旧規則別記第3号様式の2の規定による木造建築士免許証は、改正後の建築士法施行細則(以下「新規則」という。))別記第3号様式の規定による二級建築士免許証及び新規則別記第3号様式の2の規定による木造建築士免許証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則別記第3号様式の規定による二級建築士免許証又は旧規則別記第3号様式の2の規定による木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新規則別記第3号様式の規定による二級建築士免許証若しくは新規則別記第3号様式の2の規定による木造建築士免許証又は新規則第8条の14の規定により読み替えて適用される新規則第2条第1項の二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の交付を申請することができる。

4 前項の規定による申請については、新規則第3条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請又は新規則第8条の14の規定により読み替えて適用される新規則第3条第2項の規定による免許証明書の書換え交付の申請の例により行うものとする。

附 則(平成25年3月29日規則第38号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月7日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年11月29日規則第25号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第1条の2第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）に合格した者で二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）の免許の申請をするものについて適用し、施行日前に行われた二級建築士試験等に合格した者で二級建築士等の免許の申請をするものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験の学科の試験に合格した者及び施行日前に行われた直近2回の木造建築士試験のうちいずれかの木造建築士試験の学科の試験に合格した者に係る二級建築士試験等の学科の試験の免除については、改正後の規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鹿児島県告示第180号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

なお、平成20年12月26日鹿児島県告示第1730号（建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和2年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	実務経験年数
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第753号。以下「告示第753号」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目	0
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	1

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目について、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

	修業年	実務経
--	-----	-----

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	限	験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	1	0
学校教育法による中学校又は義務教育学校	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	2	1
	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	1	2

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目について、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	修業年限	実務経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	1	0
学校教育法による中学校又は義務教育学校	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	3	0
	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	2	1

	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	1	2
--	--	---	---

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日前に昭和47年4月14日鹿児島県告示第354号（建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）1から3まで又は6から8までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業したもの
- 6 その他知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

鹿児島県告示第179号

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号に規定する知事が認める二級建築士及び木造建築士の免許登録の要件を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	実務経 験年数
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第4条第4項第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第749号。以下「告示第749号」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第749号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	1
	建築士法第4条第4項第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第750号。以下「告示第750号」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目	2
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0
	告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第749号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	1
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	3

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期

大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)の規定の例によるものとする。

2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目について、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	修業年 限	実務経 験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2	0
	告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第749号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。		1
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	1	2
学校教育法による中学校又は義務教育学校	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	2	3
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	1	4

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校に

あつては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目について、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	修業年 限	実務経 験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第749号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	3	1
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	1	2
学校教育法による中学校又は義務教育学校	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	3	2
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	2	3
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	1	4

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「平成18年改正法施行日」という。）前に昭和47年4月14日鹿児島県告示第354号（建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）（以下「昭和47年告示」という。）1から3まで又は6から8までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ昭和47年告示1から3まで又は6から8

までに定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和47年告示1から3まで又は6から8までに定める年数以上有することとなるもの

6 平成18年改正法施行日前から引き続き昭和47年告示1から3まで又は6に掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和47年告示1から3まで又は6に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

7 その他知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者